

一時預かり・特定保育・休日保育をご利用ください

一時預かり・特定保育・休日保育をご利用ください

保護者の方が就労や病気などのため、保育できなくなったときは、一時的に就学前のお子さんをお預かりします。詳しくは、市役所児童家庭課 ☎ 443-1693へ。

	一時預かり	特定保育	休日保育
対象児童	市内在住の生後6カ月～就学前の児童		
利用条件	保護者がパート勤務や、病気・出産など緊急のとき、または育児に伴う心理的・体力的負担の軽減を図るときなど	家庭での保育が困難で、1カ月におおむね64時間以上の保育を行うことができないとき	保護者がパート勤務や、病気・出産などのため、休日に家庭での保育ができないとき
実施園	市立実住保育園 市立朝陽保育園 市立二州第一保育園 私立風の村保育園	市立実住保育園 市立朝陽保育園	私立風の村保育園
利用日	月曜～土曜日（祝日、年末年始を除く）		日曜日、祝日、年末期間（1月1日～3日は利用できません）
利用日数	月合計14日以内	おおむね月15日程度	-
利用時間	午前8時30分～午後4時30分 （土曜日は午前8時30分～正午）		午前8時30分～ 午後4時30分
利用料	3歳未満児 1日2,600円・半日1,300円 3歳以上児 1日1,200円・半日600円 （土曜日は半日料金となります）		
申込先	市立実住保育園 ☎ 443-1020（一時預かり・特定保育のみ） 市立朝陽保育園 ☎ 444-0099（一時預かり・特定保育のみ） 市立二州第一保育園 ☎ 445-4003（一時預かりのみ） 私立風の村保育園 ☎ 440-2008（一時預かり・休日保育のみ）		

※必要に応じて時間外保育を利用することができます。（料金は別に必要です）
 ※休日保育は、おやつ代と布団代が別に必要です。また昼食を各自持参ください。
 ※各園とも定員によりお預かりできない場合もあります。

米の消費拡大「親子千葉井料理コンテスト」出場者募集

とき 11月20日(日) 一組。
 ところ J A西印旛「とれたて産直館印旛店」調理室 定員 6組（書類選考により決定）
<http://www.pref.chiba.jp/ap-inba/index.html>

内容 千葉県産の米と食材で作るオリジナル丼のコンテスト
 申込方法 10月31日(月)までに、応募用紙に必要事項記載のうえ郵送または持参。
 なお、応募用紙およびパンフレットは、市役所農政課窓口で配布または県印旛農業事務所ホームページ

対象 印旛郡市在住の小学5・6年生とその保護者二人
 問い合わせ先 業振興普及協議会事務局 ☎ 483-1129へ。

戦傷病者などの妻の方へ特別給付金が支給されます

○平成15年4月2日以降に戦傷病者などと婚姻された妻、または同日以降に後重傷により第5款症以上の戦傷病者などとなられた方の妻であって、平成23年4月1日において戦傷病者などである夫が第5款症以上の増加恩給などをうけていた方。（額面15万円（軽傷者は半額）5年償還の国債）
 ○「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」の受給権を取得した妻であって、戦傷病者などである夫が平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡された方。（額面5万円、5年償還の国債）
 請求期間 10月1日～平成26年9月30日（土曜、日曜日、祝日、年末年始を除く）
 詳しくは、千葉県健康福祉指導課 援護恩給室 ☎ 2346へ。

計量器（はかり）の定期検査を必ず受けましょう

計量は、私たちの暮らしの中にいろいろな関わりをもっています。計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査を実施します。
 計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査は、次の日程で行います。
 10月12日(水)、13日(木)、14日(金)、17日(月)、18日(火)
 午前10時30分～午後3時

計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査を実施します。
 計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査は、次の日程で行います。
 10月12日(水)、13日(木)、14日(金)、17日(月)、18日(火)
 午前10時30分～午後3時

計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査を実施します。
 計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査は、次の日程で行います。
 10月12日(水)、13日(木)、14日(金)、17日(月)、18日(火)
 午前10時30分～午後3時

計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査を実施します。
 計量器（はかり）の正確さを保ち、適正に計量取引をするために、計量器（はかり）の定期検査は、次の日程で行います。
 10月12日(水)、13日(木)、14日(金)、17日(月)、18日(火)
 午前10時30分～午後3時